

## 工事現場における施工体制の点検要領

### (目的)

第1条 公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者等の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

本要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。)及び同法に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。)に基づき、住宅都市局が発注した工事の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等を図ることを目的とする。

### (適用対象)

第2条 点検のうち監理技術者等の専任に関する点検は、建設業法第26条3項に該当する工事(請負金額が4,500万円以上のもの。ただし建築一式工事の場合は、9,000万円以上のもの。)について行うこととする。また、施工体制台帳等に関する点検は、下請契約を締結した工事について行うこととする。

### (点検事項)

第3条 適正化法及び適正化指針において、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において把握することとされている事項について点検すること。

### (建設業許可部局への通知)

第4条 点検等により、次のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、適正化法第11条に基づき、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事(以下、「建設業許可部局」という。)に対し、その事実を通知すること。

- (1) 建設業法第8条第9号、第11号(同条第9号に係る部分に限る。)、第12号(同条第9号に係る部分に限る。)、第13号(同条第9号に係る部分に限る。)若しくは第14号(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)又は第28条第1項第3号、第4号(同法第22条第1項に係る部分に限る。)若しくは第6号から第8号までのいずれかに該当すること。
- (2) 適正化法第15条第2項若しくは第3項、同条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項、第2項若しくは第4項又は同法第19条の5、同

法第 26 条第 1 項から第 3 項まで、第 26 条の 2 若しくは第 26 条の 3 第 7 項の規定に違反したこと。

(工事成績への反映)

第 5 条 入札契約手続における監理技術者等の専任制の確認及び現場における施行体制の把握を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映すること。

(契約後における監理技術者等の専任制の確認等)

第 6 条 請負代金額 4,500 万円以上（建築一式は 9,000 万円以上）の工事のうち専任の監理技術者等を配置する工事については、名古屋市工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 9 条に基づき通知を受けた監理技術者等が他の工事と重複しないこと（建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける場合は除く。）、営業所における専任の技術者と重複しないこと（建設業法第 26 条の 5 の規定の適用を受ける場合は除く。）及び元請負会社に所属する者であることを確認すること。このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

- 2 監理技術者を置く必要がある場合の監理技術者資格者証の点検については、工事着手前等に監理技術者資格者証の提示を求め、その者が、契約約款第 9 条に基づき通知を受けた監理技術者と同一人であることを確認すること。このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。
- 3 配置予定技術者と契約後の通知に基づく監理技術者等の同一性の点検については、契約約款第 9 条に基づく通知による監理技術者等が、申請書等に記載された配置予定技術者と同一人であることを確認すること。このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(現場における施工体制の把握)

第 7 条 監理技術者等の専任状況の点検については、監理技術者等が施工計画や工事にかかる工程、技術的事項を把握し主体的に関わっているかを適切な頻度で点検すること。このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

- 2 施工体制台帳の点検については、提出された施工体制台帳（施工体制台帳の写しの提出については、建設キャリアアップシステムを利用する方法により、発注者が施工体制台帳の記載事項を確認できる場合は提出を省略することができる。）及びそれに添付が義務づけられている下請契約書、再下請負通知書及び作業員名簿等を工事期間中に点検すること。このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。
- 3 施工体系図の点検については、施工体系図が工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されていることを点検すること。このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

- 4 施工体制の把握については、施工体制が一括下請負に該当していないか、施工体制台帳及び施工体系図が実際の体制と異なるものでないかを点検すること。このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。
- 5 施工中の建設業許可を示す標識等の点検については、建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されていること、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること、労災保険関係の掲示項目が掲示されていること及び工事カルテ（C O R I N S）の登録がされていることを点検すること。このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

#### 附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。